

## ●募集型企画旅行条件書(海外旅行)

- ☆お申込の際は、必ずこの旅行条件書をお読みください。
- ☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

### < 1 > 募集型企画旅行契約

- この旅行は、(株)アーク・スリー・インターナショナル(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- 募集の広告・条件は、パンフレット、インターネットホームページ等の募集広告(以下「パンフレット等」といいます)のコースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(以下、「最終日程表」といいます)及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」(以下「募集型企画旅行約款」といいます)によります。
- 当社は、お客様が当社に定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けま

### < 2 > 旅行の申し込み方法

- 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。

区分	申込金(おひとり)
旅行代金が30万円以上	5万円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	3万円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	2万円以上旅行代金まで

- 但し、別途パンフレット等に申込金の記載がある場合はその定めるところによります。
  - ローンを利用される場合には旅行代金の10%以上を頭金としますが、これはそのまま申込金に充当されます。
- 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申込時点で契約は成立しておりますが、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
  - 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
  - 申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われなるときは、所定の違約料の一部として取り扱います。
  - お申し込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウェイトリング登録」といいます)その際、「申込書」の提出した申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウェイトリング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ち頂ける期限までに結果として予約が不可能な場合、当社は「預り金」を全額戻し戻します。なお、「ウェイトリング登録」は予約の完了を保証するものではありません。
  - 申込書等にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記載された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交替の氏名を正して、第11項のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

### < 3 > 申し込み条件

- 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助使用者の方等、特別な配慮を要する方は、ご旅行のお申込み時にご旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でそれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただきます。か、介助者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただきます場合があります。
- 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により、保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければならないものとします。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件(手配旅行契約等)でお受けすることがあります。
- 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。
- 外国籍のお客様は別途の手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申し出ください。

### < 4 > 契約の成立と契約書面・最終日程表の交付

- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- 当社は、旅行契約が成立した場合速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行コースその他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した旅行書面(以下「契約書面」といいます)をお渡しします。
- 契約書面において、確定された旅行日程又は運送もしくは宿泊機関の名称が記載できない場合、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表)を速くとも旅行開始日の前日までに交付いたします(当社は最終日程表を旅行開始日の前日までににお渡りできるよう努力いたしますが、ピーク時においては遅れる場合があります)。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

### < 5 > 旅行代金のお支払

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日

旅行企画・実施:株式会社アーク・スリー・インターナショナル(観光庁長官登録旅行業第1409号)  
〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2-2-2 ヒルトンプラザウエスト9階

目に当たる日(以下「基準日」といいます)以前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、お申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

生じます。)

### < 6 > 渡航手続

- 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続は、お客様の責任で行っていただきます。但し、当社及び旅行業法で規定された「受託書面(以下「当社」といいます)では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行う場合があります。この場合、当社としてはお客様の自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかったとしてもその責任を負いません。なお、当社及び当社の代理業者以外の旅行者に渡航手続を依頼された場合は、当該渡航手続の業務にかかる契約の当事者は当該取扱代理業者となります。
- 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

### < 7 > 旅行代金に含まれているもの

- パンフレット等に明示された以下のものが含まれます。尚、下記諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。
- 航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価水準の異なる変動)に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様とします。))を含みます。但し、旅行代金に含まれる旨、別途表記している場合を除きます。)、パンフレット等内で「エコ・ミューズ・クラス、鉄道は普通席利用と明示されていない場合はエコ・ミューズ・クラス、鉄道は普通席を利用します。
  - 送迎バス等の料金(空港、駅、埠頭と宿泊場所間)。但し、旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。
  - 観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料金)
  - 宿泊の料金、税、サービス料金。但し、旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。また、2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。
  - 食料の料金、税、サービス料金。但し、機内食を除きます。
  - お1人様につきスツーカー等1個の受託手荷物運搬料金。(航空機で運搬の場合、お1人約20kg以内が原則ですが、クラス、方面によって異なります。詳しくは係員にお尋ねください。)手荷物の運送は当該運輸機関が取り、当社が運輸機関に運送委託手続を代行するものです。
  - 添乗員が同行するコースの添乗員経費

### < 8 > 旅行代金に含まれていないもの

- 7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
  - 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)、手荷物料金を含みないコースの受託手荷物運搬料金。
  - クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド、及び一部の空港・駅・港でのボタ・に対する心付、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
  - 傷害・疾病に関する医療費
  - 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・旅券証紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金等)
  - 希望者のみが参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
  - 日本国内のご自宅と集合地・解散地の交通費、宿泊費等
  - 空港施設使用料、空港税・出国税(以下「空港税等」)運送機関が政府その他の公的機関に代わって収受しているもの。但し、空港税等を含んでいることを表記されているコースを除きます。空港税等についてはコースにより旅行代金とは別に日本にてお支払いいただく場合と、現地でお支払いいただく場合があります。
  - 運送機関の課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。(但し、旅行代金に含まれる旨、別途表記している場合を除きます。)

### < 9 > 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらがひめ速やかに当該事由に関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

### < 10 > 旅行代金の変更

- 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、第24項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂される場合は、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- 本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しします。
- 第9項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払った、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます。))の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供に費用の増加が、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合作り、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず該当利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

### < 11 > お客様の交代

- お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができず、この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する実費のほか、手数料として1万円(消費税別)をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り渡した方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお当社は運送機関、宿泊機関等が応じる等の理由により、交替をお断りする場合がございます。
- 交替のお申出が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の場合で、お客様の交替に伴う航空券の再発券に際し、航空運賃に差額が生じるときは、それらお客様の負担とします。(航空会社が各会社ホームページ等で広く消費者向けに販売する航空券と同一の航空券(以下、ベックス運賃といいます。))を利用すると明示される旅行である場合を除く。
- ベックス運賃を利用した募集型企画旅行ベックス約款が適用される旅行の場合であって、お客様の交替のお申し出の時点で契約書面に明示した航空券取消料等が生じるときは、お客様の交替に伴う航空券の再発券に際して生じる航空券取消料等はお客様の負担となります。
- 旅行契約上の地位の譲渡の効力は、当社が承諾し、かつ手数料を当社が受理した時に生じます。(ただし、手数料不要の場合は承諾時に

### < 12 > お客様による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始前)

1 お客様は、いつでも次表又はパンフレット等に記載した取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客様が当社からのそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨お申し出いただいた時を基準とします。

契約解除の日	ピーク期(注1)に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行	PEX運賃等を利用する旅行(注3・4)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降31日目に当たる日まで	旅行代金の10% (10万円を上限)	無料	旅行契約解除時の航空券取消料等の額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降3日目に当たる日まで	旅行代金の20%	左記または旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額	
旅行開始日の前々日から当日まで	旅行代金の50%		
旅行開始後(注2)または無連絡不参加	旅行代金の100%		

- (注1)「ピーク期」とは:4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7  
(注2)「旅行開始前」とは、以下に定める「サービスの提供を受ける事を開始した時」以前を、「旅行開始後」とは、以下に定める「サービスの提供を受ける事を開始した時」以降をいいます。  
(注3)日本発着時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券(PEX運賃等)を利用する場合で、パンフレットに当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに当該航空機に当該航空券が定める取消手数料、違約料、および手数料その他の航空運賃契約の解除に要する費用の条件および金額を明示した場合に発行日にかかわらず適用。  
(注4)航空券取消料等の額が旅行契約の取消料となる場合に、発券した航空券の運賃種別を確認することを希望するお客様は、販売店にお申し出ください。上記航空会社の航空券取消条件は、それぞれその航空会社のウェブサイトでご確認いただけます。不明な場合は販売店にお問い合わせください。
- 添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
  - 前号の受付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、
  - イ.航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時
  - ロ.船舶であるときは、乗船手続の完了時
  - ハ.施設であるときは、施設の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
  - ニ.車両であるときは、乗車時
  - ホ.宿泊機関であるときは、当該施設への入場時
  - ヘ.宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。
- ※貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約および旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約(日本発着時に船舶を利用するコースを除く)の場合は各パンフレット等またはコース案内に明示している金額を取消料とします

- お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。イ.契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第21項(表)に掲げるもの、その他の重要なものであるとされたときに限ります。ロ.第10項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。ハ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。ニ.当社が、お客様に対し第4項(3)で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。ホ.当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が旅行代金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。
- お客様の都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合当社はパンフレット等に基づく取消料を申し受けます。
- 当社の責によらない、各種コースの取り扱いはおよび渡航手続上での事由の為取消となる場合も、所定の取消料を申し受けます。

### < 13 > お客様による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始後)

- お客様の都合により途中で離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- お客様の責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービス提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払った、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものではないとき)に限ります。)を差し引いたものをお客様に払戻しいたします。

### < 14 > 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

- お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなるときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合パンフレット等定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
  - イ.お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - ロ.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めたとき。
  - ハ.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めたとき。
  - ニ.お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断したとき。
  - ホ.お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - ヘ.お客様の数が契約書面に記載した最少旅行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目に(パンフレット等に規定するピーク時に旅行を開始するものについては、33日目に)当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
  - ト.スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれ極めて大きいとき。

